

広島県告示第六百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	株式会社トラストバンク	所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一―二号	指定をした日	令和五年三月三十一日	同 右	同 右	委託を受けて納付を行うことができ る歳入及び歳入歳 出外現金の内容	歳入及び歳入歳出 外現金の納付の委 託を受けることが できる期間
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目二番二号	同	同	同	同	同	同	広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第三十八条の二第一項に規定する特例控除対象寄附金（インターネットを利用して納付されるものに限る。）	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日